

改正貸金業法に対する企業の意識調査

貸金業法改正、企業の約5割が「倒産の増加」を懸念

～メリットとしては、経済環境の健全化に寄与するとの期待が多数にのぼる～

近年の多重債務問題の深刻化を受け、借り過ぎ・貸し過ぎを防止する総量規制やグレーゾーン金利の撤廃、貸金業者に対する規制強化、ヤミ金融対策の強化などを定めた改正貸金業法が2010年6月18日に完全施行される。

そこで帝国データバンクでは、改正貸金業法に対する企業の意識について調査を実施した。調査期間は2010年5月20日～31日。調査対象は全国2万1,362社で、有効回答企業数は1万806社（回答率50.6%）。

貸金業法の改正、企業の48.6%が「倒産の増加」を懸念

2010年6月18日に完全施行される貸金業法の改正について、そのメリットを尋ねたところ、「過剰貸し付けの抑制」が1万806社中5,885社、構成比54.5%（複数回答、以下同）と半数を超えて最も多く、次いで、「多重債務者の減少」（同49.0%、5,297社）、「上限金利の引き下げ（グレーゾーン金利の撤廃）」（同46.2%、4,987社）が4割を超えた。特に、「過剰貸し付けの抑制」は、10業界中、『その他』（同48.1%、13社）を除く9業界で5割以上となっており、幅広い業界で貸金業法改正のメリットとして認識されている様子がうかがえる（3ページ参考表①参照）。

他方、デメリットでは、「緊急の少額借入の困難化」が同50.7%（5,475社）と5割超で最多となり、「倒産の増加（個人事業主）」（同45.8%、4,945社）とともに、

貸金業法の主な改正内容

- 1：参入に必要な純資産額の引き上げ
- 2：貸金業務取扱主任者の必置
- 3：貸金業協会の自主規制機能強化
- 4：執拗な取立行為の規制強化
- 5：過剰貸し付けの抑制（総量規制、総借入残高が年収の3分の1を超える貸し付けなど、返済能力を超えた貸し付けを原則禁止）
- 6：指定信用情報機関制度の創設（貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組み）
- 7：グレーゾーン金利の廃止（上限金利の引き下げ）
- 8：みなし弁済制度の廃止
- 9：ヤミ金融に対する罰則強化、など

2010年6月3日

お問い合わせ先：株式会社帝国データバンク 産業調査部

電話：03-5775-3163 e-mail：keiki@mail.tdb.co.jp

<http://www.tdb.co.jp/>

景気動向調査専用 HP <http://www.tdb-di.com/>

企業が法改正のデメリットと考える二大理由となった。また、「倒産の増加（法人企業）」は同14.9%（1,609社）で、法改正により個人事業主あるいは法人企業のいずれかの倒産が増加すると考えている企業は同48.6%（5,251社）と約5割に達した。特に、『金融』は同53.1%（69社）となり、過半数が「倒産の増加」を懸念している（3ページ参考表②参照）。

改正貸金業法のメリット、デメリット（複数回答）

（構成比%、カッコ内社数）

メリット		
① 過剰貸し付けの抑制	54.5	（5,885）
② 多重債務者の減少	49.0	（5,297）
③ 上限金利の引き下げ （グレーゾーン金利の撤廃）	46.2	（4,987）
④ 借入金利負担の軽減	36.8	（3,973）
⑤ 貸金業への参入規制の強化	18.5	（2,002）
⑥ 貸金業務取扱主任者の必置 （貸金業者に対する規制の強化）	10.0	（1,086）
⑦ みなし弁済制度の廃止	4.6	（500）
⑧ その他	3.9	（419）

デメリット

デメリット		
① 緊急の少額借入の困難化	50.7	（5,475）
② 倒産の増加	48.6	（5,251）
③ 倒産の増加（個人事業主）	45.8	（4,945）
④ 消費の低迷を助長	29.3	（3,163）
⑤ 倒産の増加（法人企業）	14.9	（1,609）
⑥ 取引先からの支払い猶予の増加	14.3	（1,547）
⑦ 取引先の与信管理費用の増加	10.7	（1,156）
⑧ その他	6.1	（654）

注1：「倒産の増加」は、「倒産の増加（個人事業主）」と「倒産の増加（法人企業）」のうち、少なくとも1項目を選択した企業の割合

注2：母数は有効回答企業1万806社

げる企業が多い。

他方で、「病気や学費、冠婚葬祭等の緊急のお金に対する対応が困難となる」(建設、東京都) や「受注が目前にあっても、当座の資金に困窮するため機器等の購入が困難になる」(建設機械卸売、広島県) など個人・企業双方の緊急時の借入困難化を指摘する意見のほか、「悪質な貸金業者は減るが、正規の融資を受けられない人たちの逃げ場がなくなり生活困窮者が急増しそう」(建設、兵庫県) や「ヤミ金融に頼らざるを得ない人が多くなる」(事務用機械器具製造、山梨県) といったデメリットを懸念する声も多い。

貸金業法対象機関からの借り入れ、「ある(あった)」は3.7%

貸金業法の対象となる機関（消費者金融業者や金融の貸借の媒介業者、手形割引業者、クレジットカード会社（キャッシングのみ）、信販会社、総合リース会社、その他流通業者など）からの借り入れ状況について尋ねたところ、「ない（なかった）」と回答した企業は1万806社中9,583社、構成比88.7%となり、9割近くの企業は貸金業法対象機関からの借り入れ経験がなかった。

他方、「ある（あった）」と回答した企業は同3.7%（399社）であった。特に、企業規模が小さくなるほど借り入れを経験している企業は多くなり、『小規模企業』では同6.6%（149社）と『大企業』（同2.2%、58社）を4.4ポイント上回っている。また、業界別では『不動産』が最も多く、同9.0%（24社）と1割近くに達した。次いで、『サービス』（同6.6%、98社）、『小売』（同5.8%、26社）と続き、内需関連業界で借り入れ経験をもつ企業が多い。

	(構成比%、カッコ内社数)				
	ある (あった)	ない (なかった)	分からぬ	合計	
全体	3.7 (399)	88.7 (9,583)	7.6 (824)	100.0 (10,806)	
大企業	2.2 (58)	87.1 (2,269)	10.7 (279)	100.0 (2,606)	
中小企業	4.2 (341)	89.2 (7,314)	6.6 (545)	100.0 (8,200)	
うち小規模	6.6 (149)	86.3 (1,945)	7.1 (160)	100.0 (2,254)	
農・林・水産	2.5 (1)	87.5 (35)	10.0 (4)	100.0 (40)	
金融	4.6 (6)	76.9 (100)	18.5 (24)	100.0 (130)	
建設	3.2 (49)	89.4 (1,370)	7.4 (113)	100.0 (1,532)	
不動産	9.0 (24)	82.0 (218)	9.0 (24)	100.0 (266)	
製造	3.2 (96)	88.2 (2,686)	8.7 (265)	100.0 (3,047)	
卸売	2.3 (80)	91.1 (3,132)	6.6 (227)	100.0 (3,439)	
小売	5.8 (26)	85.3 (384)	8.9 (40)	100.0 (450)	
運輸・倉庫	4.9 (19)	86.6 (336)	8.5 (33)	100.0 (388)	
サービス	6.6 (98)	87.4 (1,299)	6.1 (90)	100.0 (1,487)	
その他	0.0 (0)	85.2 (23)	14.8 (4)	100.0 (27)	

注1:網掛けは、全体平均以上を表す

注2:母数は有効回答企業1万806社

貸金業法改正による資金繰りへの影響、85.1%の企業が「影響はない」

貸金業法の改正で自社の資金繰り状況への影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と回答した企業が1万806社中9,199社、構成比85.1%となり、8割超の企業は法改正によって資金繰りに影響は生じないと考えている。

他方、「影響がある」と回答した企業（「非常に影響がある」（同0.3%、35社）と「やや影響がある」（同2.7%、293社）の合計）は同3.0%（328社）となった。また、規模別にみると、『小規模企業』は同5.0%（113社）となり、『大企業』（同2.3%、59社）を2.7ポイント上回った。さらに、貸金業法対象機関からの借り入れが「ある（あった）」企業399社では、同18.5%（74社）となり、2割近くの企業が資金繰りへの影響を懸念している。企業規模が小さくなるほど、あるいは同法対象機関からの借り入れがある企業ほど、資金繰りに対する影響度は大きい。

企業からは、「一時的にお金の流れが鈍化する」（機械・器具卸売、青森県）や「法改正で貸し渋りが増加する恐れがある」（貨物運送、奈良県）など、貸金業法改正による金融機能への影響を指摘する意見のほか、「規制内容は正しいが、景気が低迷しているなかでの実施はタイミングとしてまずい」（和洋紙卸売、東京都）など施行のタイミングを疑問視する声も多く挙がった。

一方、「長期的には健全な経済の発展に寄与する」（産業用機器卸売、東京都）など、日本経済にとっての長期的な利点を評価する企業が多い。一時的な資金調達の選択肢が減ることによる消費の落ち込みに対する懸念もみられるため、「公的金融機関がその役目を果たすべき」（飲食料品卸売、長野県）とあるように、政府は法改正によるデメリットを緩和するセーフティネットなどを同時に整備することが肝要である。

貸金業法改正による資金繰りへの影響

	影響がある				影響はない	分からぬ	合計
	非常に 影響がある	やや 影響がある					
全体	3.0 (328)	0.3 (35)	2.7 (293)	85.1 (9,199)	11.8 (1,279)	100.0 (10,806)	
大企業	2.3 (59)	0.1 (3)	2.1 (56)	84.7 (2,208)	13.0 (339)	100.0 (2,606)	
中小企業	3.3 (269)	0.4 (32)	2.9 (237)	85.3 (6,991)	11.5 (940)	100.0 (8,200)	
うち小規模	5.0 (113)	1.0 (22)	4.0 (91)	81.3 (1,832)	13.7 (309)	100.0 (2,254)	
借り ある(あ った) いなし かた)	18.5 (74)	4.8 (19)	13.8 (55)	68.9 (275)	12.5 (50)	100.0 (399)	
無 別	2.5 (235)	0.2 (15)	2.3 (220)	90.7 (8,689)	6.9 (659)	100.0 (9,583)	
分からぬ	2.3 (19)	0.1 (1)	2.2 (18)	28.5 (235)	69.2 (570)	100.0 (824)	

注1:網掛けは、全体平均以上を表す

注2:母数は有効回答企業1万806社

【参考①】貸金業法改正によるメリット(複数回答) ~ 規模・業界別 ~

	借入金利負担の軽減	上限金利の引き下げ(グレーボーン金利の撤廃)	過剰貸し付けの抑制	貸金業への参入規制の強化	多重債務者の減少	みなし弁済制度の廃止	貸金業務取扱主任者の必置(貸金業者に対する規制の強化)	その他	
(構成比%、カッコ内社数)									
全体	36.8 (3,973)	46.2 (4,987)	54.5 (5,885)	18.5 (2,002)	49.0 (5,297)	4.6 (500)	10.0 (1,086)	3.9 (419)	100.0 (10,806)
大企業	36.1 (941)	48.3 (1,280)	54.1 (1,411)	18.5 (481)	48.2 (1,256)	3.5 (91)	8.9 (231)	3.6 (93)	100.0 (2,606)
中小企業	37.0 (3,032)	45.5 (3,727)	54.6 (4,474)	18.5 (1,521)	49.3 (4,041)	5.0 (409)	10.4 (855)	4.0 (326)	100.0 (8,200)
うち小規模	36.5 (822)	41.7 (940)	52.3 (1,178)	19.4 (438)	47.2 (1,065)	5.6 (127)	10.8 (244)	3.9 (89)	100.0 (2,254)
農・林・水産	35.0 (14)	57.5 (23)	55.0 (22)	27.5 (11)	40.0 (16)	5.0 (2)	10.0 (4)	7.5 (3)	100.0 (40)
金融	39.2 (51)	40.0 (52)	50.0 (65)	23.8 (31)	37.7 (49)	9.2 (12)	10.8 (14)	2.3 (3)	100.0 (130)
建設	39.9 (612)	47.4 (726)	53.4 (818)	20.8 (318)	49.8 (763)	4.4 (67)	11.2 (172)	3.4 (52)	100.0 (1,532)
不動産	32.0 (85)	45.5 (121)	58.6 (156)	16.9 (45)	54.5 (145)	3.8 (10)	13.2 (35)	2.3 (6)	100.0 (266)
製造	37.9 (1,156)	46.0 (1,402)	54.3 (1,656)	17.1 (520)	49.6 (1,511)	4.8 (147)	9.1 (278)	3.7 (114)	100.0 (3,047)
卸売	35.3 (1,213)	45.1 (1,550)	55.3 (1,903)	18.1 (624)	48.6 (1,672)	4.4 (150)	9.7 (335)	4.7 (160)	100.0 (3,439)
小売	33.6 (151)	42.2 (190)	51.8 (233)	17.1 (77)	44.9 (202)	3.3 (15)	11.3 (51)	3.3 (15)	100.0 (450)
運輸・倉庫	30.7 (119)	45.6 (177)	57.7 (224)	20.1 (78)	46.1 (179)	4.6 (18)	9.8 (38)	4.1 (16)	100.0 (388)
サービス	37.7 (560)	49.3 (733)	53.5 (795)	19.6 (291)	50.3 (748)	5.2 (77)	10.5 (156)	3.2 (48)	100.0 (1,487)
その他	44.4 (12)	48.1 (13)	48.1 (13)	25.9 (7)	44.4 (12)	7.4 (2)	11.1 (3)	7.4 (2)	100.0 (27)

注1:網掛けは、全体平均以上を表す

注2:母数は有効回答企業1万806社

【参考②】貸金業法改正によるデメリット(複数回答) ~ 規模・業界別 ~

	緊急の少額借入の困難化	消費の低迷を助長	倒産の増加(個人事業主)	倒産の増加(法人企業)	取引先からの支払い猶予の増加	取引先の与信管理費用の増加	その他	倒産の増加	
(構成比%、カッコ内社数)									
全体	50.7 (5,475)	29.3 (3,163)	45.8 (4,945)	14.9 (1,609)	14.3 (1,547)	10.7 (1,156)	6.1 (654)	48.6 (5,251)	100.0 (10,806)
大企業	51.9 (1,352)	28.9 (752)	46.5 (1,213)	14.0 (366)	13.9 (363)	10.4 (270)	5.4 (140)	49.1 (1,279)	100.0 (2,606)
中小企業	50.3 (4,123)	29.4 (2,411)	45.5 (3,732)	15.2 (1,243)	14.4 (1,184)	10.8 (886)	6.3 (514)	48.4 (3,972)	100.0 (8,200)
うち小規模	49.8 (1,122)	30.8 (695)	45.3 (1,021)	18.0 (405)	14.6 (329)	11.3 (255)	6.6 (149)	48.5 (1,093)	100.0 (2,254)
農・林・水産	55.0 (22)	30.0 (12)	32.5 (13)	2.5 (1)	22.5 (9)	12.5 (5)	10.0 (4)	32.5 (13)	100.0 (40)
金融	58.5 (76)	39.2 (51)	50.8 (66)	26.2 (34)	23.1 (30)	14.6 (19)	3.1 (4)	53.1 (69)	100.0 (130)
建設	51.4 (787)	31.3 (479)	46.6 (714)	17.2 (263)	14.3 (219)	11.6 (178)	5.3 (81)	50.9 (780)	100.0 (1,532)
不動産	53.8 (143)	36.5 (97)	48.5 (129)	16.5 (44)	14.7 (39)	11.3 (30)	4.9 (13)	50.4 (134)	100.0 (266)
製造	49.4 (1,505)	27.1 (827)	44.8 (1,366)	13.1 (398)	12.9 (393)	9.3 (284)	6.4 (196)	47.5 (1,448)	100.0 (3,047)
卸売	50.1 (1,724)	27.0 (929)	45.7 (1,572)	15.0 (516)	15.1 (519)	11.2 (385)	6.5 (222)	48.5 (1,668)	100.0 (3,439)
小売	49.8 (224)	38.7 (174)	46.7 (210)	15.3 (69)	13.6 (61)	11.3 (51)	5.6 (25)	48.2 (217)	100.0 (450)
運輸・倉庫	43.8 (170)	32.7 (127)	44.1 (171)	13.4 (52)	11.1 (43)	8.5 (33)	5.2 (20)	46.1 (179)	100.0 (388)
サービス	54.5 (810)	30.9 (459)	46.4 (690)	15.2 (226)	15.4 (229)	11.3 (168)	5.7 (85)	49.0 (728)	100.0 (1,487)
その他	51.9 (14)	29.6 (8)	51.9 (14)	22.2 (6)	18.5 (5)	11.1 (3)	14.8 (4)	55.6 (15)	100.0 (27)

注1:網掛けは、全体平均以上を表す

注2:「倒産の増加」は、「倒産の増加(個人事業主)」と「倒産の増加(法人企業)」のうち、少なくとも1項目を選択した企業の割合

注3:母数は有効回答企業1万806社

【問い合わせ先】株式会社帝国データバンク 産業調査部 情報企画課 経済動向研究チーム

担当 : 岡松・森・窪田・中村・笛本・鈴木 Tel:03-5775-3163 e-mail:keiki@mail.tdb.co.jp

©TEIKOKU DATABANK, LTD. 2010

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。
報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および無断引用を固く禁じます。